

2004.5.24

消費生活用製品 P L センター

A D R 認証制度の導入に対する意見

1 . P L センターの特色

P L センターは、製品関連事故に係る裁判外紛争処理機関として、製品分野ごとに設立され、運用されているが、以下のような特色がある。

相談やあっせんにより処理される案件が多い（消費生活用製品 P L センター：別紙 1 . 参照 なお、調停は、弁護士、技術専門家及び消費者関係専門家により構成されるパネルにより行われている。）

個別の紛争処理において、事故原因の究明に伴う科学的・技術的な事項の評価や欠陥の存否に係る判断が必要になる。このため、外部機関への委託を含めた原因究明のための調査や長期にわたる調査・審査に要する費用負担が大きい（一部当事者負担）。

上記にもかかわらず、関係業界を取り巻く経営環境の状況、消費者には原則費用負担を求めていること等の要因から、財政面での構造的な脆弱性を抱えている。

2 . 認証制度の導入について

A D R 機関への認証制度の導入により、現行の P L センターの活動が困難にならないことが確保される必要がある。現在、P L センターが実施している相談・あっせん業務については、非弁護士により問題なく運用されていることにかんがみれば、新たに認証を受けなくても、これらの業務を引き続き実施することが確保される必要がある。同様に、現行の弁護士を含めたパネルによる調停についても、新たに認証を受けなくても、引き続きこれを実施することが確保される必要がある。

なお、認証に伴う法的効果として検討されている時効の中断については、特に P L を含む不法行為に係る紛争の消滅時効は 3 年と比較的短期であることにかんがみれば、P L センターの業務に関して、時効の中断が認められることが望ましい。

また、和解の執行力の付与については、A D R の特徴である手段、解決基準等の多様性を阻害するおそれがあること等にかんがみれば、P L センターの業務に関しては、特に必要ないと考える。

さらに、弁護士法第 7 2 条の適用除外については、上述したように、認証制度の導入後も現行の業務を引き続き行うことができるのであれば、特に必要はないと考えられるが、将来的には個別手続への弁護士の関与については、各機関の自主的判断に委ねることも適当であると考えられ、このような観点からは、弁護士法第 7 2 条の適用除外が認められることが望ましいと考えられる。

他方、上記 1 . で述べたとおり、P L センターの財政面での脆弱性にかんがみれば、認証の要件の設定に当たっては、財産的基礎に関して配慮が必要であり、また、認証制度の導入により、新たに弁護士の関与が義務付けられる等の追加的な負担が生じることは認められない。

年度別消費生活用製品 P L センターの相談等受付状況

	製品事故	品質クレーム	一般相談/問い合わせ	計
平成7年度	28	15	1,220	1,263
平成8年度	16	22	962	1,000
平成9年度	15 (3)	8	908	931
平成10年度	18 (1)	5	874	897
平成11年度	18 (3)	9	897	924
平成12年度	20 (4)	11	854	885
平成13年度	41 (5)	13	1,032	1,086
平成14年度	44 (7)	9	1,056	1,109
平成15年度	24 (3)	11	917	952
計	224 (26)	103	8,720	9,047

注：製品事故欄の()内の件数は調停申立受理件数を示す。